

東灘区役所保健福祉部保健福祉課保健担当業務に係る
会計年度任用職員（資格免許）募集要項

1. 募集職種及び人数

1 名

2. 業務内容

- ・保健指導に関する面接・電話対応
- ・上記業務の補助・事務
(変更の範囲) なし

3. 必要な免許・資格

- ・保健師

4. 応募資格

- ・ Word, Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
 - ・ 地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を要しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。

5. 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 29 日

※任用期間が変更となる場合があります。詳細は面談時にお伝えします。

6. 勤務条件

(1) 基本給

※週 38.75 時間勤務（目安）

月額：約 26 万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

諸手当等：期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等

(2) 勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩 60 分）・週 5 日（38.75 時間）

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(5) 勤務地

東灘区役所保健福祉部保健福祉課（神戸市東灘区住吉東町5丁目2-1）

(6) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険、条例若しくは労働者災害補償保険法による補償等

(7) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・パートタイム勤務の会計年度職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

- ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本誌常勤職員の標準勤務時間を上回る場合等）
- ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なう恐れがある場合

(9) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

7. 選考方法

書類選考(履歴書)を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

8. 問い合わせ・書類提出先

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町5丁目2-1

神戸市東灘区保健福祉部保健福祉課 会計年度任用職員採用担当

電話（078）841-4131 内線 451

9. 申込方法

① 提出書類

履歴書（写真添付）、職務経歴書

② 申込方法

郵送にて「7.問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③ 受付時間

令和7年3月24日（月）必着

10. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法令に基づき、厳正に取扱い、会計年度任職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。